

令和3年度
指定管理第三者評価報告書

令和4年2月
指定管理第三者評価委員会

第1章 指定管理第三者評価委員会の開催状況について

(1) 指定管理第三者評価委員会について

指定管理者制度導入施設の管理運営やサービス等が適正かつ効率的に提供されているかを第三者の立場から検証し、市や指定管理者へ意見を付すことで、施設運営の効率化と利用者の利便性向上を図っていくために、宮崎市指定管理第三者評価委員会（以下「委員会」という。）が設置されたところである。

今年度は、以下のとおり、指定管理者による公の施設の管理運営が協定に従い適正に実施されているか、所期の目的である市民サービスを継続的に提供することが可能か評価・検証することを目的として、指定管理第三者評価を実施したので、その結果を報告する。

第三者評価委員

| 所属団体等 | 氏名 | 備考 |
|-------------------|-------|-----|
| 宮崎大学 地域資源創成学部 学部長 | 桑野 斉 | 委員長 |
| 南九州税理士会 宮崎支部 会員 | 押川 孝市 | |
| 宮崎県社会保険労務士会 副会長 | 吉田 新治 | |

<選任期間>

令和3年11月8日から令和4年2月28日まで

(2) 評価方法

評価の方法は、指定管理者から提出される令和2年度事業報告書等の確認や指定管理者及び施設所管課に施設の管理運営についてヒアリングを行った。

<確認資料>

- ・令和2年度収支計画書及び収支決算書
- ・令和2年度事業計画書及び事業報告書
- ・令和2年度実地調査確認シート及び指定管理者モニタリングチェックシート
- ・過去5年度分の収支決算に関する資料
- ・労務管理チェック表

(3) 対象施設

利用料金制を採用している施設を対象とし、今年度は指定期間2年目の施設に対する評価を行った。

※利用料金制とは施設の利用料が指定管理者の収入となるもの。

①青島パークゴルフ場【施設所管課：観光商工部スポーツランド推進課】

指定管理者：宮崎交通株式会社

指定期間：令和2年4月1日～令和5年3月31日

②青島ビーチセンター【施設所管課：観光商工部観光戦略課】

指定管理者：渚の交番青島プロジェクト実行委員会

指定期間：令和2年4月1日～令和5年3月31日

③交流プラザきよたけ【施設所管課：清武総合支所地域市民福祉課】

指定管理者：株式会社四季の夢

指定期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日

(4) 開催状況

| 内 容 | 日 時 | 概 要 |
|--------|--------------|---|
| 第1回委員会 | 令和3年11月8日(月) | ・対象2施設(青島パークゴルフ場、青島ビーチセンター)の現地視察 |
| 第2回委員会 | 〃 11月15日(月) | ・指定管理者及び施設所管課へのヒアリング(青島パークゴルフ場、青島ビーチセンター) |
| 第3回委員会 | 〃 12月20日(月) | ・交流プラザきよたけの現地視察及びヒアリング、報告書の作成 |

<ヒアリング>



<青島パークゴルフ場>



<青島ビーチセンター>



<交流プラザきよたけ>



第2章 各施設の評価結果について

(1) 青島パークゴルフ場 【施設所管課：観光商工部スポーツランド推進課】 指定管理者：宮崎交通株式会社

【①施設全般について】

- ・感染症拡大防止のための休業や、インバウンド・県外観光客の誘致が難しくなったことが影響し、令和2年度の利用者は大幅に減となっている。利用者数の評価については、そういった事情も考慮して、単純な前年度比以外の評価方法についても今後検討頂きたい。
- ・コースの整備やスタッフ対応について利用者からは好評を得ているとのこと、青島の観光資源としての役割を果たせているのではないかと。
- ・指定管理開始当初の過大な利用者見込みから、収支のマイナスが続いたことにより指定管理料が必要になったこと等、これまでうまくいっていなかった部分は見受けられるものの、施設所管課・指定管理者ともに利用料金や施設のアピールポイント等の課題は認識している。双方が協力して、課題への改善策を考え、利用者へのサービス向上に取り組んでいただきたい。

【②収支状況について】

- ・経費の大部分を芝の管理・育成等の園内管理費が占めている。指定管理者が所有している「こどものくに」と一体的に管理することにより、経費自体は抑制できている。
- ・収支のマイナスを改善していくために、回数券の見直しや園内管理方法等の検討の必要がある。

【③労働環境について】

- ・労務管理チェック表の回答により、労務関連法令の遵守は概ね確認できた。
- ・令和2年度決算書の人件費が令和元年度の金額より減少していることについては、大会・イベント等の中止に伴う時間外業務の減の影響であることをヒアリングにて確認できた。

(2) 青島ビーチセンター 【施設所管課：観光商工部観光戦略課】

指定管理者：渚の交番青島プロジェクト実行委員会

【①施設全般について】

- ・地元との連携が欠かせない施設であり、地域に根ざした施設として、日頃の安全管理や津波対策の訓練活動等により、安全対策に効果をあげている。
- ・感染症拡大の影響により大幅な減収となっている。利用者名簿の記入をお願いしたり、密を避ける等の対策を行い施設を運用してきたが、手間や費用が掛かることが課題となっている。
- ・指定管理業務の中には、「海の安全を守る」という特殊な業務が含まれているため、指定管理を受けられる団体は限られているが、現指定管理者はその専門性を生かして業務を行うことにより、施設の設置目的の達成に貢献している。

【②収支状況について】

- ・決算書において、当該事業の利益相当額が支出における「負担金」として処理され、収支バランスを整えているが、適切とは言えない。当該事業の収支状況を明確に記載すべきである。
- ・収支を見ると、指定管理業務について利益が発生しているため、次回指定期間での選定においては、実績を参考に適正な指定管理料の積算をお願いしたい。

【③労働環境について】

- ・労務管理チェック表では確認できなかった内容を、ヒアリングで補完した。
- ・現在の時間外労働や年次有給休暇、健康診断について、対象職員の勤務時間や就労年数が短いため、今のところ問題無いようであるが、職員の勤続年数や雇用形態の変化により対応も変わってくるため、今後とも注意していただきたい。

(3) 交流プラザきよたけ 【施設所管課：清武総合支所地域市民福祉課】

指定管理者：株式会社四季の夢

【①施設全般について】

- ・地域に根ざし、地域の活性化に貢献している施設であり、地域との関わりという観点で見ると、地域密着型施設のお手本になる施設である。
- ・生産者（出荷者）の高齢化や出荷者数の減少といった課題はあるが、売上は年々上昇している。令和2年度はコロナ禍による巣籠り需要や、県外親族への特産品発送の増加により、過去最大の黒字となっている。
- ・冷凍庫が故障した際に、市が新しいものを購入して入れ替えるまでにかかなりの時間を要したため、一部商品の取り扱いが行えず、生産者、利用者双方から多くの苦情があった。市としては備品の入れ替えの計画はあったものの、想定よりも早く冷凍庫が故障したために今回のようなことになっているが、品薄で納品に期間を要したという事情があったとしても、指定管理者及び利用者への影響が大きいことなので、今後は同様のケースへの対策について検討頂きたい。

【②収支状況について】

- ・決算書の記載について、施設の管理運営にかかる費用と自主事業に関する費用分の線引きがわかりづらくなっている。適正な指定管理料の積算に影響が及ぶため、明確に区分表示すべきである。
- ・収支を見ると、指定管理業務について利益が発生しているため、次回指定期間での選定においては、実績を参考に適正な指定管理料の積算をお願いしたい。

【③労働環境について】

- ・今回ヒアリングを行った範囲では、大きな問題は見受けられなかった。
- ・パート職員が多い職場ではあるが、教育や研修について、正職員の内容に近づけるように工夫をしていただきたい。

●指定管理者制度施設全般に関する意見

【①モニタリングにおける利用者数のカウントについて】

・モニタリングにおいて利用者数の状況も評価の対象となっているが、そのカウント方法が指定管理者の変更等により変わってしまうと、正しい評価ができなくなる。一つの施設でカウント方法が統一されているかの確認が必要である。

【②指定管理者の選定と期間について】

・指定期間については、市としての基本方針をふまえて、施設ごとに適切な年数を設定することが重要である。また、文化施設については企画の誘致や準備に数年かかるものがあるため、指定管理期間をどう設定するかという観点以外にも、前指定管理者の計画を新指定管理者にうまく引き継げるような体制づくりが重要になるのではないか。

【③労務管理について】

・労働関係法については、新しいことが義務化される等の改正が毎年あり得るため、違反とならないよう普段から注意していただきたい。

【④施設の役割と指定管理者制度について】

・施設としての実質的な役割が変遷してきている施設もあるので、特に物販がメインとなっている施設については、指定管理者制度のスキームになじむものなのか、検証が必要なのではないか。